

東高生 生活心得

1 礼儀作法

互いの人格を尊重し、敬愛しあうことによって明るい学校生活を心がける。

どんな状況だろうといじめは許されない。いじめを容認する考え方も同じである。全校でいじめ根絶の環境づくりに取り組む。

- (1) 登下校時はお互いに挨拶をかわし、校舎内においても会釈をすること。特に外来者に対しての挨拶と気遣いを心がけること。イヤホンをしたままやポケットに手を入れたままの挨拶はしないこと。
- (2) 職員室・事務室・準備室等における礼儀作法については、次の点に注意すること。
入退室時の挨拶。コート類と靴は棚へ置く。貴重品は持参。言葉遣い注意。
不在の先生の机上から物を持っていく時や提出する場合は、周囲の先生に必ず断ること。

2 服装・頭髪

本校には『東高生は良識をもって常に服装や身だしなみに留意する』という約束で、昭和48年から制服の着用が自由化された経緯がある。よって、服装・頭髪は学校生活にふさわしいものであることが原則で、いたずらに流行を追うことなく、高校生らしい良識あるものでなければならない。

- (1) 色・デザインの派手な服装やだらしない服装はしない。
- (2) 頭髪の加工(パーマ・染色・脱色)はしない。マニキュア、口紅(色つきリップを含む)等はつけない。
- (3) ネックレス、指輪、イヤリング、ピアス等のアクセサリーは身につけない。
- (4) 教室内ではコート、ジャンパー類を着用しない。
- (5) 始業式や終業式等ではジャージで登校しない。
- (6) 校内では、タンクトップで活動しない。
- (7) スカート丈が極端に短いものや長いものは着用しない。
- (8) 派手な頭髪用のアクセサリーは身につけない。

3 校内生活

- (1) 登校は朝のホームルームが始まる8時25分までに登校する。遅刻して朝SHRを欠席した場合は、職員室で入室届を記入し押印を受け、HR担任または教科担任に渡す。
- (2) 遅刻・欠席の時は基本8:25まではClassiで保護者から連絡してもらい、8:25以降は保護者から電話連絡してもらうこと。
- (3) 早退・外出の時は職員室で外出届を記入し、必ず担任または学年の先生に許可・押印を受けること。
帰宅後は、学校・担任(23-6318)へ帰宅したことを連絡すること。
- (4) 濡れた傘は、玄関に置いてある傘立てに入れ、放課後には必ず持ち帰ること。
- (5) 昼食には、弁当を持参すること。昼食のための昼休みの外出は認めない。
- (6) 必要以外の金銭・貴重品を学校に持ってこないこと。貴重品及び金銭の自己管理をしっかりとすること。
紛失、拾得の場合は直ちに届け出ること。
- (7) 廊下は互いに譲り合い、走ったり床に座り込んだりしないこと。
- (8) 17時以降に教室棟1階を使用する際は、定時制授業の妨げにならないよう配慮すること。
- (9) 学校指定の上靴を履くこと。靴の踵を踏まないこと。
- (10) 教科書やジャージの貸し借りはしないこと。なお、無断借用は厳禁とする。
- (11) 教室前ロッカーや生徒玄関ロッカーは大切に使用し、ロッカーの上には私物を置かないこと。
- (12) 男女交際のマナーについて、他人から批判を受けないよう気をつけること。

- (13) 学校にはゲーム機など、学習に必要なない雑誌や漫画の本を持ってこないこと。
- (14) スマホ等の使用について、次の点を守ること。
 - ①教師の許可なく授業・HR等での使用はしない。音が鳴らないよう注意し、マナーに配慮すること。
 - ②管理は自己の責任で行い、トラブルのないように留意すること。
 - ③職員室前での使用は控える。廊下を歩きながらの使用はイヤホンを含め禁止する。
 - ④ゲーム機としての使用は禁止する。
 - ⑤SNS等への個人情報の記載、他人を誹謗中傷するような書き込みはしないこと。
 - ⑥生活のリズムが崩れないよう使用時間に注意し、スマホに依存しないように気をつけること。
 - ⑦定期考査の時は朝に必ず担任へ預けること（教室内持ち込み禁止）。
- (15) 平日は使用場所の片付け（消灯・窓の施錠・カーテン等）を済ませ、19時には校舎から出ること。
体育館やグラウンド等で活動している生徒は、教室に戻ることがないように荷物を持っていくこと。
- (16) 生徒玄関は19時に施錠します。やむを得ず19時以降に下校する時は、夜間出口を使用すること。
- (17) 休日の校舎使用については、次のとおりとする。
 - ①生徒玄関は中庭側のドア1カ所だけを使用し、他のドアを解錠しないこと。
 - ②団体で使用する場合は事前に校舎使用願を提出すること。
 - ③自習時間は9:00～17:00とし、使用後は片付け（消灯・窓の施錠・カーテン等）を済ませ、17時には校舎から出ること。
 - ④自習は進路指導室と書道教室で行うこと。

4 校外生活について

- (1) 夜間外出は22時までとし、保護者の許可なく外泊しないこと。
- (2) 風紀上、好ましくない場所に立ち入らないこと。18歳以上であっても、高校生として18歳未満の者の入場を禁止している場所（パチンコ店等）及び酒類を提供する飲食店への出入りは禁止する。
- (3) 通学時は交通ルールを守り、交通事故を起こさないよう、または巻き込まれないように気をつけること。また、交通事故、交通違反があった場合は速やかに担任に報告すること。
- (4) 通学には靴を使用すること。サンダル、下駄、草履等は禁止する。
- (5) 原則としてバイク・四輪車の車輛免許の取得は禁止であり、特別に許可された場合でもバイク・四輪車での通学は認めない。
- (6) 自転車通学は距離によつての制限はないが、通学に利用する場合は、自転車通学届を提出し、学校指定のステッカーをつけ、常に交通ルールを守ること。
- (7) 生徒だけの旅行・集会・校外団体への参加等は、学校へ届け出て所定の手続きをとること。
- (8) 学級や部活動などの会合は学校や同窓会館で行うこと。校外で行う場合は必ず届け出て、担任・顧問の指導のもとで行うこと。
- (9) アルバイトは原則認めない。特別な理由がある場合は担任に申し出て許可を受けること。